

(様式第5号) (第13条関係)

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月22日

長野県上田養護学校長 藤森 哲

記

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 上田養護学校 高圧受電設備及び各所分電盤主幹他機器の
改修と寄宿舎電灯幹線電源増設及びロスナイ設置他工事
- 3 工 事 箇 所 名 上田市岩下462-1
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4
第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という)第120条
第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者
であること。
 - ア 電気工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が707点以上であること。
 - ウ 県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けてい
ない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月
18日22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者である
こと。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定す
る暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- 5 工事完成期限 工事開始日から令和7年3月21日まで

6 前 金 払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を令和6年5月22日（水）から令和6年5月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

上田市岩下461-1
長野県上田養護学校事務室
電話 0268-35-2580

9 現 場 説 明 日 時

令和6年5月23日（木）から令和6年5月30日（木）までの午前10時から午後3時までとする。ただし、あらかじめ発注者へ連絡し、発注者が指定した日時に行う。

10 入 札 の 手 続 等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年6月3日（月） 午前10時00分

イ 場所 長野県上田養護学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札公告及び入札心得に定める必要事項について説明した書類を、令和6年5月30日（木）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に

規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

11 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

13 債務負担行為 全部 無

14 契約書作成の要否 必要とします。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

16 その他

詳細は、入札心得による。